ナミイタの使用範囲一覧表 🏽

分 類				適応部位		防火・準防火地域 法22条指定地域 その他
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	ポリカナミイタ アルミニウム 合金製下地屋根 (DW-0114(1)) 鋼製下地屋根 (DW-0114(2)) がラスネット 強化ナミイタS (DW-9009) 畜産ナミイタ (DW-9040)	スケート場、水泳場、 スポーツの練習場 その他これに類する 運動施設	その他これに類する運動施設 ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物 がほとんどなく、見通しの よい用途	屋根	延焼のおそれの ある部分以外の 部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする 面積制限無し
		不燃性の物品を取り 扱う荷捌き場 その他これと同等以 上に火災の発生の恐 れの少ない用途	その他これらと同等以上に火 災の発生の恐れの少ない用途 ・通路、アーケード、休憩所 ・十分に外気に開放された停 留所、自動車車庫(床面積30 ㎡以下)、自転車置き場 ・機械製作工場		延焼のおそれの ある部分	
		 畜舎、堆肥舎並びにた	水産物の増殖場および養殖場			
簡易な構造の 建築物 (開放的簡易 建築物)	合金製下地屋根 (DW-0114(1)) 鋼製下地屋根 (DW-0114(2))スケート場、水泳場、 スポーツの練習場ぞポリカナミク(32波) JISK6735認証品 がラスネット 強化ナミクS不燃性の物品の保管 その他これと同等以 用途	自動車車庫(150㎡未満)		屋根、壁	延焼のおそれの ある部分以外の 部分	厚さ8mm以下で、間仕切り壁を 有しないもので階数 1 かつ3000ml以内まで可 (法84条の2、 令136条9,10)
		スケート場、水泳場、 スポーツの練習場その他これに類する運動施設				
		-に火災の発生の恐れの少ない	※建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁、又は令126条の2第2項に規定する防火設備で区画する			
	畜産だり 建設省告示 第1443号による	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場			延焼のおそれの ある部分	不 可

